

潟上市学習用端末等貸出要綱

令和4年4月1日
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）でICTを活用した教育を進めるに当たり、市の所有する学習用端末等を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学習用端末等の貸出しの対象者は、学校に在籍する児童及び生徒とする。

(貸出備品)

第3条 貸出しする学習用端末等（以下「貸出備品」という。）とは、学校での学習活動に使用できるよう設定等を講じている情報端末及び附属品をいう。

(貸出し等)

第4条 潟上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の在籍する学校経由で貸出備品を貸出しする。

2 教育委員会は、学校の学校長（以下「学校長」という。）に、学校における貸出しに係る事務を行わせるものとする。

(管理)

第5条 教育委員会は、貸出状況を常に明らかにするため管理台帳を整備し、学校長が記録する。

2 学校長は、貸出状況に異動が生じたときは、管理台帳に記録するとともに、教育委員会へ報告するものとする。

(貸出期間及び貸出料)

第6条 貸出備品の貸出期間は、貸出決定日から教育委員会が定める日までとする。

2 貸出備品は、無償で貸し出すものとする。

(貸出しの申請)

第7条 貸出備品の貸出しの申請をすることができる者は、第2条に規定する対象者の保護者とする。

2 貸出備品の貸出しを受けようとする者は、潟上市学習用端末等貸出申請書兼同意書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(貸出しの決定)

第8条 教育委員会は、前条第2項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、潟上市学習用端末等貸出決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 貸出備品の充電等に係る経費は、前条の規定により貸出しの決定を受けた申請者（使用者である対象者を含む。以下「利用者」という。）の負担とする。

2 利用者の貸出備品使用に係る通信に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(貸出備品の取扱い)

第10条 利用者は、貸出備品の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出備品は、善良な管理者の注意をもって利用するものとし、故意又は過失により貸出備品を亡失し、破損し、又は故障させたときは、利用者がその補填に要する費用を負担するものとする。

(2) 貸出備品は、対象者の学習目的以外に使用してはならない。

(3) 貸出備品を処分し、転貸し、又は譲渡してはならない。

(4) 貸出備品に不具合等が生じた場合、又は紛失、破損等させた場合は、速やかに潟上市学習用端末等破損・紛失届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(異動の届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、潟上市学習用端末等貸出異動（変更）届出書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 第7条第2項の申請書の内容に変更が生じたとき。

(2) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 利用者が貸出しされた貸出備品の利用をやめるとき。

(貸出決定の取消し)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、貸出備品を返却させることができる。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 前条第3号に該当する旨の届出があったとき。

(3) 第 10 条に規定する遵守事項に反する行為その他貸出備品の不適切な利用があったと認められるとき。

(4) この告示の規定に違反したとき。

(5) 虚偽その他不正な手段により貸出しの決定を受けたと認められるとき。

(返却)

第 13 条 利用者は、教育委員会が定める貸出期間終了日までに、貸出備品を返却しなければならない。ただし、前条の規定により貸出しの決定の取消しを受けた場合は、教育委員会が別途定める日までに貸出備品を返却しなければならない。

2 貸出期間中に貸出備品を返却する場合は、返却日をもって貸出期間を終了する。

3 利用者は、次に掲げる事項を確認し、返却しなければならない。

(1) 貸出備品（附属機器等を含む。）の有無

(2) 故障及び破損の有無

4 学校長は、貸出備品の返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び動作状況について確認するものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。